



通 告 項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成18年(フ)第838号

戸市城南3丁目14番23号
債務者 株式会社カインドホーム
代表者代表取締役 福地 重夫

- 1 決定年月日時 平成18年12月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸賀崎 篤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月7日午前10時30分
戸地方裁判所

平成18年(フ)第4377号

名古屋市東区芳野3丁目2番19号
債務者 大日本紙工有限会社
代表者取締役 高木 克己

- 1 決定年月日時 平成18年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 実
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月15日午後3時
名古屋地方裁判所民事第2部

平成18年(フ)第4381号

名古屋市中川区外新町1丁目32番地
債務者 合資会社山新商店
代表者代表社員 竹内 昌

- 1 決定年月日時 平成18年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福本 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年4月17日午後2時40分
名古屋地方裁判所民事第2部

平成18年(フ)第558号

愛知県豊橋市下地町字宮前26番地の1
債務者 有限会社八百基
代表者取締役 神谷俊一郎

- 1 決定年月日時 平成18年12月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高和 直司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月26日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成18年(フ)第11214号

大阪市天王寺区生玉町1番30号
債務者 中央ファイナンス株式会社
代表者代表取締役 川向 一郎

- 1 決定年月日時 平成18年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月30日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

平成18年(フ)第687号

群馬県伊勢崎市宮前町1514番地1
債務者 アシタクリエイト有限公司
代表者取締役 原田 宏幸

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市場 和政
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月27日午前10時
前橋地方裁判所

平成18年(フ)第181号

三重県伊勢市藤里町783番地の1
債務者 プリモ電子有限会社
代表者代表取締役 山口 典子

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午前9時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北園 太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月28日午前11時10分
津地方裁判所伊勢支部

平成18年(フ)第1437号

高知県高知市大津甲86番地
債務者 久岡産業株式会社
代表者代表取締役 久岡 義信

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金平 克也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月20日午前11時45分
高知地方裁判所破産係

平成18年(フ)第595号

福井市長本町421番地
債務者 株式会社フクカン測建コンサルタント
代表者代表取締役 福岡 俊雄

- 1 決定年月日時 平成18年12月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 健治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月20日午前10時40分
福井地方裁判所民事部破産係

平成18年(フ)第23456号

東京都中央区日本橋浜町2丁目31番1号 浜町センタービル
債務者 株式会社近未来通信
代表者代表取締役 石井 優

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木銀治郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年5月30日午後1時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成18年(フ)第23457号

神奈川県川崎市多摩区南生田1丁目16-10
債務者 石井 優

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木銀治郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年5月30日午後1時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成18年(フ)第642号

石川県白山市鶴来日詰町力184番地1、従前の住所石川県白山市森島町い21番地6
債務者 新座電気工事株式会社
代表者代表取締役 新座 良一

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩梅 修
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年2月27日午前10時
金沢地方裁判所

平成18年(フ)第4098号

名古屋市中村区名駅4丁目24番24号
債務者 有限会社サクラフーズ
代表者代表取締役 秋山 博文

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吹野 憲征
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年4月17日午前11時25分
名古屋地方裁判所民事第2部

平成18年(フ)第4099号

名古屋市中区丸の内1丁目14番24号
債務者 有限会社サクラライフサポート
代表者代表取締役 秋山 博文

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吹野 憲征
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年4月17日午前11時25分
名古屋地方裁判所民事第2部

平成18年(フ)第4100号

名古屋市中区丸の内1丁目14番24号
債務者 株式会社サクラグループ
代表者代表取締役 秋山 博文

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吹野 憲征
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年4月17日午前11時25分
名古屋地方裁判所民事第2部

平成18年(フ)第10696号

大阪市淀川区西中島5丁目8番29-801号
債務者 株式会社テクノ・アイ・システム
代表者代表取締役 綱分 和徳

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北崎 識隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月19日午後3時
大阪地方裁判所第6民事部

平成18年(フ)第10960号

大阪市中央区南船場2丁目7番14号
債務者 キャリアワーク・サービス株式会社
代表者代表取締役 新村 佳泰

- 1 決定年月日時 平成18年12月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板野 充倫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年3月15日午後3時
大阪地方裁判所第6民事部